

11月の衛研検査情報

～トピックス～

遺伝子組換え食品の検査

遺伝子組換え食品は、内閣府にある食品安全委員会で安全性に問題ないと判断され承認された後、国内での製造・輸入・販売などが可能になります。検査は、承認済みのものについては主に定量検査（食品中に遺伝子組換え体がどのくらい含まれているかを調べる検査）を行います。一方、未承認のものについては定性検査（食品中に遺伝子組換え体が含まれているかを調べる検査）を行います。

平成29年5月と平成29年8月に、食品専門監視班が収去した「遺伝子組換え」の表示がない食品30検体について、遺伝子組換え食品の検査を実施しました。

主な結果 【遺伝子組換えトウモロコシの定性検査】 トウモロコシ加工品10検体について、国内未承認の遺伝子組換えトウモロコシの定性検査を行ったところ、いずれの検体も不検出となり、違反検体はありませんでした。

【遺伝子組換えコメの定性検査】 コメ加工品10検体について、国内未承認の遺伝子組換えコメ3品種の定性検査を行ったところ、9検体で不検出、1検体で検知不能となりました。違反検体はありませんでした。

【遺伝子組換え大豆の定量検査】 大豆穀粒10検体について、国内承認済の遺伝子組換え大豆3品種の定量検査を行ったところ、いずれの検体も混入率は5%以下であり、違反検体はありませんでした。これらの検体は、非遺伝子組換え大豆で、分別生産流通管理が行われていました。

☆ 分別生産流通管理とは・・・

遺伝子組換え農作物と非遺伝子組換え農作物を生産・流通・加工の各段階で混入が起こらないよう管理し、そのことが書類等により証明されていることをいいます。分別生産流通管理が行われた非遺伝子組換え大豆を原材料とした場合は、「遺伝子組換えでない」等と表示することができます。分別生産流通管理が適切に行われた場合でも、遺伝子組換え農作物の一定の混入は避けられないことから、大豆では5%以下の意図せざる混入が認められています。

衛生研究所WEBページ情報

横浜市衛生研究所WEBページでは、感染症情報、保健情報、食品衛生情報、生活環境衛生情報、薬事情報などを提供しています。検査情報月報では、アクセス件数をもとに、どのような情報に関心が寄せられているかを解説しています。



主な結果 平成29年10月は、大麻（マリファナ）、クロストリジウム-ディフィシル感染症、B群レンサ球菌（GBS）感染症に関するページのアクセスが多くみられました。総件数は103,536件でした。



詳しくは横浜市衛生研究所ホームページを御覧ください
<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/eiken/inspection-inf/>



横浜市衛生研究所では、所内で行われた試験検査などの結果に解説を加えて、毎月、「検査情報月報」として報告しています。